

## <オンライン講習会要領・4輪競技運転者許可証国内B（公認審判員許可証B3級）>

### 1 概要

J A F 認定ライセンス・公認審判員講習会等で通信講習やW e b セミナー等の方式により講習が可能な場合、当該方式による講習を当面の間、可能とする。

### 2 対象

J A F スポーツ資格登録規定第3章第2条1. 2) (2) ①および第4章第10条1. 2) 「Bライセンス講習会」。

### 3 開設申請の手続き

- (1) 開催予定日の1週間前までに従来の講習会開設申請書をもって、J A F 事務局に申請するものとする。なお、W e b セミナー方式や通信講習を実施する主催者は、所定の開設申請時に「W e b 講習」(または「通信講習」)である旨を記す。
- (2) 申請の際に開設申請料として1件につき3,600円(消費税込み)を必要とする。

### 4 講習方法

- (1) 所定の開催日時に講習会主催者が、W e b 会議アプリを使用し、W e b セミナーを実施する。
- (2) 所定の開催日時に講習会主催者が、主催者が用意するビデオ教材\*等によるeラーニングや郵送等による通信講習を行う。  
主催者の管理のもと、所定の開催日時に先立つ任意の日時に受講することも可とするが、受講の日時は、所定の開催日時とみなされる。
- (3) 指定教材のモータースポーツハンドブックを併用すること。
- (4) (2) を行う主催者が用いる教材は、講習会開設規定第1章第5条に相当する講習内容を受講者に供与することができる内容であること。

### 5 講師の認定

講習会開設規定 第1章 Bライセンス講習会 第6条に準ずるものとする。

### 6 講習会実施の報告

講習会開設規定 第1章第10条「主催者の報告義務」に基づき、主催者は所定の期日までにJ A F に報告を行う。

7 補足

- (1) 講習会を主催する J A F 登録クラブまたは団体は、希望により、J A F の準備する W e b 上のビデオ教材を使用することができる。詳細は、J A F 支部に問い合わせること。

以上

## ＜オンライン講習会要領・カートドライバーライセンス国内B＞

### 1 概要

J A F 認定ライセンス・公認審判員講習会等で通信講習やW e b セミナー等の方式により講習が可能な場合、当該方式による講習を当面の間、可能とする。

### 2 対象

カートドライバーライセンス講習会規定第9条1.「カート国内B講習会」

### 3 開設申請の手続き

- (1) 開催予定日の1週間前までに所定の書式をもって、J A F 地方本部または支部を通じ、J A F 本部に申請するものとする。なお、W e b セミナー方式や通信講習を実施する主催者は、所定の開設申請時に「W e b 講習」(または「通信講習」)である旨を記す。
- (2) 申請の際に開設申請料として1件につき5,100円(消費税込み)とする。

### 4 講習方法

- (1) 所定の開催日時に講習会主催者が、W e b 会議アプリを使用し、W e b セミナーを実施する。
- (2) 所定の開催日時に講習会主催者が、主催者が用意するビデオ教材\*等によるeラーニングや郵送等による通信講習を行う。  
主催者の管理のもと、所定の開催日時に先立つ任意の日時に受講することも可とするが、受講の日時は、所定の開催日時とみなされる。
- (3) 実技指導については、カートドライバーライセンス講習会規定 第6条に準ずる内容で、所定の開催日時に講習会主催者が、主催者が用意するビデオ教材等によるeラーニングや郵送等による通信講習を行う。
- (4) 指定教材のJ A F 国内カート競技規則集およびモータースポーツハンドブックを併用すること。
- (5) (2)を行う主催者が用いる教材は、カートドライバーライセンス講習会規定第5条1.に相当する講習内容を受講者に供与することができる内容であること。

### 5 講師の資格

カートドライバーライセンス講習会規定 第8条に準ずるものとする。

6 講習会実施の報告

カートドライバーライセンス講習会規定 第12条「主催者の報告義務」に基づき、主催者は所定の期日までにJAFに報告を行う。

以上